

(証券コード4316)

2022年6月13日

株主各位

東京都千代田区内神田二丁目12番5号
株式会社ビーマップ
代表取締役社長 杉野文則

「第24期定時株主総会招集ご通知」の一部変更のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、先般2022年6月7日付にて送付いたしました弊社「第24期定時株主総会招集ご通知」のうち、株主総会参考書類の一部に変更を要すべき事項がありましたので、ここに謹んで次のとおり変更させていただきます。

敬具

変更箇所 34頁

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

※変更箇所に網掛けを付しております。

変更前	変更後
<p>1. 提案の理由</p> <p>「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を次のとおり変更するものがあります。</p>	<p>1. 提案の理由</p> <p>今後の事業内容の拡大に対応するため、定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。</p> <p>「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を次のとおり変更するものがあります。</p>

変更前		変更後	
<p>(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。</p> <p>(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。</p> <p>(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。</p> <p>(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。</p> <p>上記のほか、条数の一部を整理するものであります。</p> <p>2. 変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)</p>		<p>(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。</p> <p>(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。</p> <p>(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。</p> <p>(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。</p> <p>上記のほか、条数の一部を整理するものであります。</p> <p>2. 変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)</p>	
現行定款	変更案	現行定款	変更案
		<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. (本文省略) <u>(新設)</u></p> <p>15. ～21. (本文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. (現行どおり) <u>15. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> <u>16. 建設工事、電気工事、電気通信工事の施工及び請負</u> 17. ～23. (現行どおり)</p>

変更前		変更後	
現行定款	変更案	現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p>	<p>< 削除 ></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(株主総会資料の電子提供措置)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>< 新設 ></p>	<p>(株主総会資料の電子提供措置)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

※本議案のうち、35頁の部分（旧定款第47条（事業年度及び決算期）以下の条数変更並びに附則の新設）につきましては変更ございません。

※変更後の招集通知の全文につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.bemap.co.jp>)に掲載させていただきます。

以 上